

コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンス

● 基本的な考え方

FDKグループは、コーポレート・ガバナンスを充実することが、企業の健全性、透明性の向上と株主価値の向上につながるものと考えており、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえた各施策、必要に応じて経営体制の見直し、組織の整備、必要な施策を実施しています。また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットを通じて財務情報の提供を行なうなど幅広い情報開示を図り公正性と透明性を高めることにも努めています。なお、FDKは経営の監督と業務執行体制を分離した事業運営を図るため、執行役員制度を導入しており、その体制は取締役兼執行役員3名と執行役員8名で構成されています。

● 取締役会

FDKの取締役会は、取締役（監査等委員を除く）4名と監査等委員である取締役3名で構成されています。取締役会は原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに

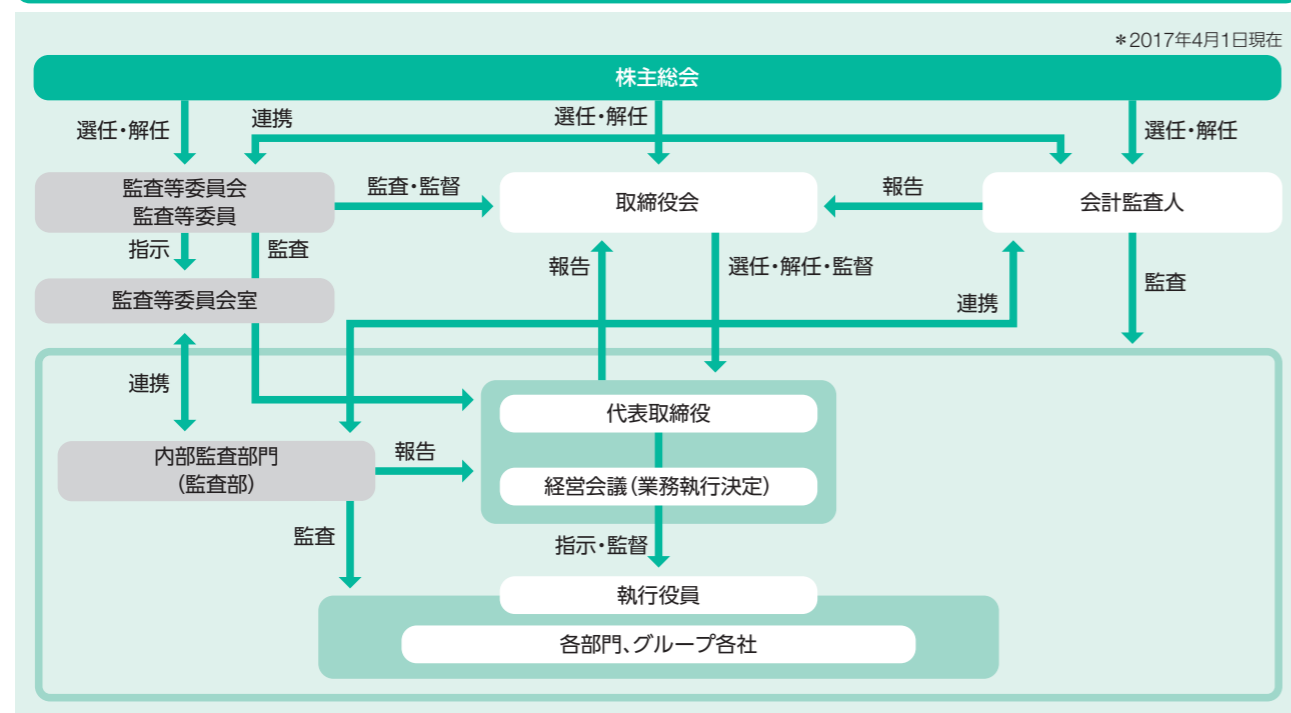
業績の進捗状況についても議論し対策等を検討しています。

● 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名の監査等委員で構成され、原則毎月1回と必要に応じて随時開催し、経営の適法性および妥当性の監督、監査を行なっています。また、各監査等委員は、取締役会に出席し、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行なうとともに、監査等委員会で立案した監査方針に従い、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査しています。

なお、監査等委員である社外取締役との円滑な情報共有を行なうことにより、質の高い監査・監督を行ない、ガバナンスの強化に貢献することを目的として、2017年4月1日に監査等委員会室を設置しました。監査等委員会、監査等委員会室、会計監査人および監査部とは、相互の情報交換・意見交換を行なうなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



内部統制

● 基本的な考え方

FDKグループは、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役に決議し、社

員、取引先、地域社会などのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正、財務報告の信頼性を確保するとともに、関連法規、定款を遵守する経営を実現しています。

改正会社法およびコーポレートガバナンス・コードへの対応

FDKは、2015年の改正会社法の施行および金融商品取引所によるコーポレートガバナンス・コード策定を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、2016年6月にコーポレート・ガバナンス報告書を開示しました。

2016年度では前年のガバナンス報告書における Explain 項目の改善および Comply 項目の充実および改正会社法への対応に取り組みました。

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

基本原則 5原則	原則30則	補充原則38則
1. 株主の権利・平等性の確保	7	9
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	5	3
3. 適切な情報開示と透明性の確保	2	4
4. 取締役会等の責務	14	19
5. 株主との対話	2	3

上記全73項目の原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する「コンプライ・オア・エクスプレイン」(Comply or Explain)

- 2015年度状況
73項目のうち、Comply 65項目 / Explain 8項目
課題点 (Explain項目) : 社外取締役に係る項目 / 議決権の電子決済
- 2016年度状況
73項目のうち、Comply 72項目 / Explain 1項目
課題点 (Explain項目) : 議決権の電子決済

● 監査等委員会設置会社への移行

2015年5月に施行された改正会社法により、会社の機関設計として監査等委員会設置会社が新たに追加されました。FDKは取締役の監督機能強化と透明性の高い経営を実現するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、2016年6月28日に開催されました第87回定時株主総会の承認可決を経て監査等委員会設置会社へ移行しました。

● コーポレートガバナンス・コード「基本原則4:取締役会の責務」の充実・強化

① 取締役トレーニング
専門知識の更新および専門外知識の習得を目的として、取締役を対象としたトレーニングを年間3回実施し、取締役の知識、知見の向上に取り組みました。

② 取締役会実効性評価
従来のアンケートによる評価手法に加え、第三者機関によるインタビューを取り入れることで課題のさらなる深掘りを行ない、評価方法の充実により取締役会の監督機能強化に取り組みました。



取締役トレーニングの様子

監査等委員会設置会社へ移行



2017年度以降も毎年コーポレートガバナンス・コードに対する重点課題の抽出を実施し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ってまいります。